

大月市景観条例施行規則

平成25年3月25日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び大月市景観条例（平成25年大月市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、省令及び条例において使用する用語の例による。

(工作物)

第3条 条例第2条第1項第4号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫像その他これらに類するもの
- (2) さく、塀その他これらに類するもの
- (3) 遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの
- (4) 電柱、送電鉄塔、移動通信用鉄塔その他これらに類するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観形成を妨げるおそれがある工作物として市長が指定するもの

(重点景観形成地区の指定等)

第4条 条例第9条第4項の規定による公表は、指定した重点景観形成地区に関し必要な事項を市の広報及びホームページに掲載して行うものとする。

(景観計画区域内の行為の届出)

第5条 法第16条第1項及び条例第10条第2項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きい場合、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1) 当該事業を行う土地の区域及びその周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
- (2) 当該行為を行う土地の区域及びその周辺の状況を示す写真
- (3) 当該行為の内容を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- (4) その他参考となるべき事項を記載した図書

(景観計画区域内の行為の変更の届出)

第6条 法第16条第2項及び条例第10条第3項の規定による届出は、景観計画区域内行為変更届出書（様式第2号）により行うものとする。

2 前項の届出には、省令第1条第2項各号に掲げる図書又は前条第2項の図書のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(景観形成基準)

第7条 条例第13条の規則で定める景観形成基準は、別表に定めるとおりとする。

(届出対象行為に係る通知書)

第8条 条例第17条の規定による通知は、適合（非適合）通知書（様式第3号）により行うものとする。

(勧告に従わなかった旨の公表)

第9条 条例第18条の規定による公表事項は、次に掲げるものとする。この場合において、市長は、あらかじめ、公表通知書（様式第4号）により、関係者に通知するものとする。

- (1) 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- (2) 住所（法人にあっては、その事務所又は事業所の所在地）
- (3) 届出に係る行為及びその位置並びに景観計画区域
- (4) 景観計画との不適合の事実

(身分を示す証明書)

第10条 法第17条第8項の証明書は、身分証明書（様式第5号）によるものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の提案)

第11条 法第20条第1項及び法第29条第1項の規定による提案は、指定提案書（様式第6号）により行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定)

第12条 法第21条第1項及び法第30条第1項の規定による通知は、指定通知書（様式第7号）により行うものとする。

2 法第21条第2項及び法第30条第2項に規定する標識は、様式第8号によるものとする。

3 前項の標識については、当該景観重要建造物及び景観重要樹木の良い景観を損なわない意匠とするとともに、付近の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の現状変更許可の申請)

第13条 法第22条第1項及び法第31条第1項の規定による申請は、現状変更許可申請書（様式第9号）により行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更等の届出)

第14条 法第43条の規定による届出は、所有者変更届（様式第10号）に当該景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更したことを証する書類を添えて提出するものとする。

2 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が、住所又は氏名を変更したときは、住所氏名変更届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の管理義務)

第15条 法第25条第2項及び条例第20条に規定する景観重要建造物の所有者の管理の方法の基準は、次に定めるものとする。

- (1) 防犯上必要な措置を講ずること。
- (2) 定期的な点検を実施すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、景観重要建造物の良い景観の保全のために必要な

措置を講ずること。

2 法第33条第2項及び条例第22条に規定する景観重要樹木の所有者の管理の方法の基準は、次に定めるものとする。

(1) 定期的に剪定又は枝打ちを実施すること。

(2) 定期的に病害虫の駆除を実施すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、景観重要樹木の良い景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(市民景観モニターの設置)

第16条 条例第24条に規定する市民景観モニター（以下「モニター」という。）は30人以内をもって組織する。

2 モニターの任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 モニターの会議は、地域整備課が招集し、地域整備課長がその議長となる。

4 モニターの庶務は、地域整備課において処理する。

(景観形成活動団体の登録等)

第17条 条例第25条第1項の景観形成活動団体は、次の要件に該当する団体とする。

(1) 活動の内容が土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

(2) 規約、会則、定款等を有していること。

(3) 法令又は条例に違反する行動を行っていないこと。

(4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する活動を行っていないこと。

(5) 宗教的活動又は政治的活動を行っていないこと。

2 条例第25条第1項の景観形成活動団体の登録の届出は、景観形成活動団体登録届出書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 規約、会則、定款等

(2) 代表者若しくは構成員の住所及び氏名を記載した書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その適否を決定し、景観形成活動団体登録（不登録）通知書（様式第13号）により代表者に通知するものとする。

(景観形成活動団体の変更の届出)

第18条 景観形成活動団体の代表者は、当該景観形成活動団体の規約その他の事項について変更があった場合は、速やかに、景観形成活動団体変更届出書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

(景観形成活動団体の登録の公表)

第19条 条例第25条第3項の規定による公表は、市の広報及びホームページに掲載して行うものとする。

(景観形成活動団体の登録の取消し)

第20条 市長は、条例第25条第4項の規定により景観形成活動団体の登録を取り消したときは、景観形成活動団体登録取消通知書（様式第15号）により、当該景観形成活動団体の代表者に通知するものとする。

(審議会)

第21条 条例第28条に規定する大月市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 審議会の庶務は、地域整備課において処理する。

8 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（その他）

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

別表（第7条関係）

（1）森林地区

対象	事項	景観形成基準	
建築物及び工作物	位置	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること 2 周辺及び敷地内の建築物などとの調和に配慮した配置とすること 3 既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に活かすように配慮すること 	
	外観	形態意匠	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること 2 壁面などの意匠のつりあいに配慮し、全体としてまとまりある意匠とすること 3 外壁又は屋外に設ける設備は、露出しないようにし、建築物などの本体及び周辺の景観との調和に配慮すること 4 屋外階段、ベランダなどの建築物の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物などの本体との調和に配慮すること
		色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること
		材料	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺との調和に配慮した材料を使用すること 2 地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用すること 3 耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に努めること
	緑化	<ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内においては、緑化に努めること 2 地域の特性にあった樹木の植栽に努めること 3 建築物などが周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮すること 	
	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 優れた景観を有する山岳の稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること 2 優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、勾配のある屋根を設けるように配慮すること 	
	開発行為	緑化修景	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画的に行われる観光振興の為の施設整備や災害防止・安全確保の観点から行う以外の土地の区画形質の変更は、最小限に留め、自然環境の保全を図ること 2 土地の区画形質の変更が行われた際には、周辺環境との調和を図るための緑化修景を行うこと
法面・擁壁の造成		<ol style="list-style-type: none"> 1 法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること 	
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 集積又は貯蔵を始める位置は、公衆が通行又は集合する道路などの敷地境界からできるだけ離れた位置とすること 2 積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とすること 	

	遮へい	1 敷地の周囲の植栽を行うなど、公衆が通行又は集合する道路などの場所からの遮へいに配慮すること
土地の区画形質の変更	緑化修景	1 計画的に行われる観光振興の為の施設整備や災害防止・安全確保の観点から行う以外の土地の区画形質の変更は、最小限に留め、自然環境の保全を図ること 2 土地の区画形質の変更が行われた際には、周辺環境との調和を図るための緑化修景を行うこと
	法面・擁壁の造成	1 法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること
木竹の伐採	伐採の方法	1 樹木の保全・育成を基本として、周辺の森林などの景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とすること 2 伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽など）の実施に努めること

(2) 里山地区

対象	事項	景観形成基準	
建築物及び工作物	位置	1 道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること 2 周辺及び敷地内の建築物などとの調和に配慮した配置とすること 3 既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に活かすように配慮すること	
	外観	形態意匠	1 周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること 2 壁面などの意匠のつりあいに配慮し、全体としてまとまりある意匠とすること 3 外壁又は屋外に設ける設備は、露出しないようにし、建築物などの本体及び周辺の景観との調和に配慮すること 4 屋外階段、ベランダなどの建築物の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物などの本体との調和に配慮すること
		色彩	1 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること
		材料	1 周辺との調和に配慮した材料を使用すること 2 地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用すること 3 耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に努めること
	緑化	1 敷地内においては、緑化に努めること 2 地域の特性にあった樹木の植栽に努めること 3 建築物などが周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮すること	
	その他	1 優れた景観を有する山岳の稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること	

		<p>2 社寺、遺跡などの歴史的資産の近傍にあっては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること</p> <p>3 優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、勾配のある屋根を設けるように配慮すること</p>
開発行為	緑化修景	<p>1 市民生活の利便を図る観点からの公共公益施設の整備や農業振興上の観点から行う以外の土地の区画形質の変更は、最小限に留め、田園環境の保全を図ること</p> <p>2 土地の区画形質の変更が行われた際には、周辺環境との調和を図るための緑化修景を行うこと</p>
	法面・擁壁の造成	<p>1 法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること</p>
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の方法	<p>1 集積又は貯蔵を始める位置は、公衆が通行又は集合する道路などの敷地境界からできるだけ離れた位置とすること</p> <p>2 積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とすること</p>
	遮へい	<p>1 敷地の周囲の植栽を行うなど、公衆が通行又は集合する道路などの場所からの遮へいに配慮すること</p>
土地の区画形質の変更	緑化修景	<p>1 市民生活の利便を図る観点からの公共公益施設の整備や農業振興上の観点から行う以外の土地の区画形質の変更は、最小限に留め、田園環境の保全を図ること</p> <p>2 土地の区画形質の変更が行われた際には、周辺環境との調和を図るための緑化修景を行うこと</p>
	法面・擁壁の造成	<p>1 法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること</p>

(3) 一般市街地地区

対象	事項	景観形成基準
建築物及び工作物	位置	<p>1 道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること</p> <p>2 周辺及び敷地内の建築物などとの調和に配慮した配置とすること</p> <p>3 既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に活かすように配慮すること</p>
	外観 形態意匠	<p>1 周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること</p> <p>2 壁面などの意匠のつりあいに配慮し、全体としてまとまりある意匠とすること</p> <p>3 外壁又は屋外に設ける設備は、露出しないようにし、建築物などの本体及び周辺の景観との調和に配慮すること</p> <p>4 屋外階段、ベランダなどの建築物の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物などの本体との調和に配慮すること</p>

	色彩	1 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること
	材料	1 周辺との調和に配慮した材料を使用すること 2 地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用すること 3 耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に努めること
	緑化	1 敷地内においては、緑化に努めること 2 敷地境界においては、緑化に努めること 3 地域の特性にあった樹木の植栽に努めること 4 建築物などが周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮すること
	その他	1 優れた景観を有する山岳の稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること 2 社寺、遺跡などの歴史的資産の近傍にあっては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること 3 優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、勾配のある屋根を設けるように配慮すること 4 都市施設の集積する商業地域において、道路境界線から後退することにより生じた空地は、道路と一体となった開放的な空地とするように努めること
開発行為	緑化修景	1 土地の区画形質の変更が行われた際には、緑化修景などの周辺環境との調和を図るために必要な措置を行うこと
	法面・擁壁の造成	1 法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の方法	1 集積又は貯蔵を始める位置は、公衆が通行又は集合する道路などの敷地境界からできるだけ離れた位置とすること 2 積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とすること
	遮へい	1 敷地の周囲の植栽を行うなど、公衆が通行又は集合する道路などの場所からの遮へいに配慮すること
土地の区画形質の変更	緑化修景	1 土地の区画形質の変更が行われた際には、緑化修景などの周辺環境との調和を図るために必要な措置を行うこと
	法面・擁壁の造成	1 法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること

様式第1号(第5条関係)

景観計画区域内行為届出書

年 月 日

(あて先) 大月市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

印

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり区域内の行為の届出をします。

行為の場所					
景観形成地区	<input type="checkbox"/> 森林地区 <input type="checkbox"/> 里山地区 <input type="checkbox"/> 一般市街地地区				
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> 色彩の変更			
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> 色彩の変更			
	<input type="checkbox"/> 開発行為				
	<input type="checkbox"/> 90日を超える屋外における物品の集積又は貯蔵				
	<input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更				
	<input type="checkbox"/> 木竹の伐採				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
設計者又は 工事施工者	住 所 氏 名 電話番号				
景観形成のために 配慮した事項					
行為の内容	建 築 物		届 出 部 分	既 存 部 分	合 計
		敷地面積	/		
		建築面積	m ²	m ²	m ²

		延べ面積	m ²	m ²	m ²		
		最高の高さ	m	m			
		外観変更面積				m ²	
		構造	造			階建	
		仕上げ材料	屋根 外壁				
		色彩	屋根 外壁				
		用途					
	工 作 物	種 類					
		構 造					
		規 模	築 造 面 積				m ²
			高 さ				m
	長 さ					m	
	色 彩						
	開 発 行 為	目 的					
		規 模				m ²	
	90日を超える屋外における物品の集積又は貯蔵	目 的					
		種 類					
		規 模	面 積				m ²
	高 さ					m	
	土地の区画形質の変更	目 的					
規 模					m ²		
木竹の伐採	目 的						
	伐採の面積				m ²		
	樹 種						
	樹 高				m		
備考							

注1 □の事項については、該当するものに✓を記入してください。

2 法人その他の団体は、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記載してください。

3 行為の種類に応じて、位置図・配置図・現況写真等の参考資料を提出してください。

様式第2号(第6条関係)

景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

(あて先) 大月市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

印

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり行為の変更の届出をします。

景観計画区域内行為届出書の受付番号		
行為の場所		
景観形成地区	<input type="checkbox"/> 森林地区 <input type="checkbox"/> 里山地区 <input type="checkbox"/> 一般市街地地区	
設計又は施行方法の変更概要	変更前	変更後
変更理由		
備考		

注1 □の事項については、該当するものに✓を記入してください。

2 法人その他の団体は、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記載してください。

3 行為の種類に応じて、位置図・配置図・現況写真等の参考資料を提出してください。

様式第3号(第8条関係)

適合(非適合)通知書

年 月 日

あて先
(届出者)

大月市長

印

年 月 日付けで届出のあった行為については、適合する(非適合)と認められましたので、大月市景観条例第17条の規定により、次のとおり通知します。

届出番号	第 号
行為の場所	
行為の種類	
適合条件 (非適合の場合は指導内容)	
備考	

様式第4号(第9条関係)

公表通知書

年 月 日

あて先
(関係者)

大月市長

印

大月市景観条例第18条の規定により公表するので、次のとおり通知します。

勧告を受けた者の氏名 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
勧告を受けた者の住所、 事務所の所在地 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
公表する行為	
公表する行為の場所	
公表の理由	
事務担当	産業建設部 地域整備課 電話番号： FAX： 電子メール：

身分証明書

所 属
職 名
氏 名

年 月 日生

上記の者は、景観法第17条第7項の規定により立入検査又は立入調査を行う職員です。

年 月 日

大月市長

印

景観法(抜粋)

(変更命令等)

第17条 (略)

2～6 (略)

7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第102条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

1・2 (略)

3 第17条第7項の規定による立入検査若しくは立入調査又は第71条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

4～8 (略)

様式第6号(第11条関係)

景観重要建造物（景観重要樹木）指定提案書

年 月 日

(あて先) 大月市長

提案者

住 所

氏 名

電話番号

印

景観法第20条第1項又は第29条第1項の規定により、次のとおり指定の提案をします。

提案する建造物の名称 又は樹木の樹種	
提案する建造物 又は樹木の所在地	
提案する建造物の外観 又は樹木の特徴	
提案理由	

注 法人その他の団体は、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記載してください。

添付図書

- (1) 当該建造物又は樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺1/2, 500以上の図面
- (2) 道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物又は樹木の写真
- (3) 法第20条第1項又は法第29条第1項の合意を得たことを証する書類

様式第7号(第12条関係)

大月市景観重要建造物（景観重要樹木）指定通知書

年 月 日

あて先
(提案者)

大月市長 印

年 月 日付けで提案されました建造物又は樹木については、[景観重要建造物・景観重要樹木]として指定しましたので、景観法第21条第1項又は第30条第1項の規定により、次のとおり通知します。

指定年月日	年 月 日
指定番号	第 号
景観重要建造物の名称又は 景観重要樹木の樹種	
景観重要建造物又は 景観重要樹木の所在地	
景観重要建造物又は 景観重要樹木の所有者	住所： 氏名： 電話番号：
指定理由となった建造物 又は樹木の特徴	
指定の範囲（建造物の場合）	

様式第8号(第12条関係)

30cm

大月市指定景観重要建造物

名称

指定番号： 第 号

指定年月日： 年 月 日

大 月 市

21cm

30cm

大月市指定景観重要樹木

名称

指定番号： 第 号

指定年月日： 年 月 日

大 月 市

21cm

行為の箇所	
設計又は施工の方法	
行為の期間	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日
設計者 (建造物の場合)	住所： 氏名： 電話番号：
施工者	住所： 氏名： 電話番号：

注 法人その他の団体は、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記載してください。

添付図書

- (1) 当該行為の施工方法を明らかにする書類
- (2) 当該建造物又は樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺1／2，500以上の図面
- (3) 当該建造物又は樹木及び当該行為をしようとする箇所の写真
- (4) 申請者が所有者以外であるときは、所有者の意見書

様式第10号(第14条関係)

景観重要建造物（景観重要樹木）所有者変更届

年 月 日

(あて先) 大月市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

印

景観法第43条の規定により、次のとおり所有者変更の届出をします。

変更内容	旧所有者	住所： 氏名： 電話番号：
	新所有者	住所： 氏名： 電話番号：
指定年月日	年 月 日	
指定番号	第 号	
景観重要建造物の名称又は 景観重要樹木の樹種		
所有者変更年月日	年 月 日	

注 法人その他の団体は、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記載してください。

添付図書

- (1) 所有権の移転を確認できる契約書・登記簿謄本等の書類

様式第 1 1 号(第 1 4 条関係)

景観重要建造物（景観重要樹木）住所氏名変更届

年 月 日

(あて先) 大月市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号 印

大月市景観条例施行規則第 1 4 条第 2 項の規定により、次のとおり住所氏名変更の届出をします。

変更内容	変更前	住所： 氏名： 電話番号：
	変更後	住所： 氏名： 電話番号：
指定年月日	年 月 日	
指定番号	第 号	
景観重要建造物の名称又は 景観重要樹木の樹種		
所有者住所氏名変更年月日	年 月 日	

注 法人その他の団体は、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記載してください。

様式第12号（第17条関係）

景観形成活動団体登録届出書

年 月 日

（あて先）大月市長

代表者 住 所
氏 名 印
電話番号

大月市景観条例施行規則第17条第2項の規定により、次のとおり団体の登録申請をします。

団体の名称	
構成員数	
活動目的	
活動内容	
活動期間等	団体の発足時期 年 月 活動期間(定められている場合のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日

添付書類

- (1) 規約、会則、定款等
- (2) 代表者及び構成員の住所及び氏名を記した書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 13 号(第 17 条関係)

景観形成活動団体登録(不登録)通知書

年 月 日

あて先
(届出者)

大月市長

印

大月市景観条例施行規則第 17 条第 3 項の規定により、次のとおり登録(不登録)を通知します。

団体の名称	
登録番号 (登録の場合のみ)	
不登録理由 (不登録の場合のみ)	

様式第14号(第18条関係)

景観形成活動団体登録変更届出書

年 月 日

(あて先) 大月市長

代表者 住 所
氏 名 印
電話番号

大月市景観条例施行規則第18条の規定により、次のとおり変更の届出をします。

景観形成活動団体の名称		
登録年月日及び登録番号		年 月 日 第 号
変更内容 (変更前→ 変更後)	団体の名称	→
	構成員数	→
	活動目的	→
	活動内容	→
	活動期間等	→
変更日	年 月 日	

添付書類

- (1) 変更箇所が分かる規約、会則、定款等
- (2) 代表者及び構成員の住所及び氏名を記した書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第15号(第20条関係)

景観形成活動団体登録取消通知書

年 月 日

あて先
(届出書)

大月市長 印

大月市景観条例施行規則第20条の規定により、次のとおり登録の取消しを通知します。

景観形成活動団体の名称	
登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
登録取消の理由	